

○名古屋市の事務事業評価の実施状況

区 分	市 評 価	外 部 評 価
13 年度	一課一事業を中心に 857 事業	—————
14 年度	全体の半数の事務事業 (1,398 事業)	市評価対象事業のうち、 区役所事務を除く 956 事業
15 年度	全事務事業 (2,746 事業)	市評価対象事業のうち、共通・ 区役所事務を除く 1,826 事業
16 年度	15 年度外部評価で C・D 評価で あった事業 (334 事業)	市評価対象の全事業(334 事業)
17 年度	ソフト事業 (772 事業)	市評価対象事業のうち、新規・ 拡充・見直し事業 139 事業
18 年度	経常的事務事業 (485 事業)	市評価対象の全事業(485 事業)
19 年度	施設の建設 (24 事業) 整備事業 (51 事業) 施設の管理運営 (342 事業)	市評価対象の全事業(417 事業)

11 年度、12 年度は試行実施。

○平成１９年度 行政評価（事務事業評価） 実施要項

１ 実施方法

（１）対象事業

実施機関^１が平成１８年度に実施した事業のうち、下記の類型に分類される事業^２

- ・類型２「施設の建設」
- ・類型３「整備事業」
- ・類型５「施設の管理運営」

【事業類型】

類 型	説 明
ソフト事業	建設・整備事業を除く自主事業
施設の建設	市民利用施設をはじめとする施設の建設（設計段階を含む）
整備事業	道路や公園等の面整備
経常的事務事業	法により実施が義務づけられた事業、電算保守等の定型的業務
施設の管理運営	市民利用施設をはじめとする施設の管理運営

１「実施機関」は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長。

２平成18・19年度終了事業は除く。

（２）評価方法

ア 市評価

対象事業の所管局は、事務事業評価票を作成し、別に定める評価基準に基づき、評価を行う。

（ア）評価項目及び視点

項 目	視点(類型2・3)	視点(類型5)
公共性	—	公的関与の範囲、関与の妥当性、必要性・公益性
有効性	施策が目指している状態に対する事業の有効性	互換性、利用度
代替性	—	管理運営主体の妥当性
効率性	実施主体、経済性・手法の妥当性	経済性・手法の妥当性
達成度	事業の計画に対する進捗状況	目標に対する達成状況

(イ) 総合評価

評 価	類型 2・3	類型 5
A	計画どおりに事業を進めることが適当	現状どおり管理運営を進めることが適当
B	事業の進め方の改善の検討	運営改善の検討
C	事業規模・内容又は実施主体の見直しの検討	施設のあり方を見直しの検討
D	事業の抜本的見直し、休・廃止の検討	統廃合、民営化の検討

イ 名古屋市行政評価委員会による外部評価

名古屋市行政評価委員会は、市評価と同様の評価項目及び視点を基本としつつ、とりわけ「行政と民間の役割分担」、「サービス量の最適化」及び「費用対効果」の観点を中心に、評価を行う。

2 市民への公表方法

- (1) 市民情報センター、区役所情報コーナー等への冊子の配架
- (2) 市公式ウェブサイトへの掲載

3 評価結果の活用

事務事業評価の結果を踏まえて、所管局において事業の改善又は見直しについて検討を行い、平成 20 年度予算などへの反映に努める。また、類型 5「施設の管理運営」については、評価結果を踏まえ、今後の施設のあり方や運営改善の方策など、市としての方針案を検討する。

4 推進体制

(1) 行政評価推進員会議

ア 設置目的

事務事業評価の円滑な推進を図るため、平成 19 年度事務事業評価の対象となる事業所管局の行政評価担当課長等で構成される「行政評価推進員会議」を設置する。

イ 構 成

別表のとおり

(2) 事務局

行政評価推進員会議の庶務は、総務局行政システム部行政経営室において処理する。

5 委任

1～4に掲げる内容の施行に関し必要な事項は、別に総務局理事（行財政改革・職員担当）が定める。

附 則

この要項は、平成19年4月20日から施行する。

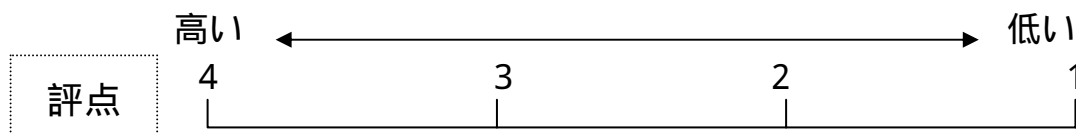
【別表】

市長室秘書課長
総務局総務課長
総務局行政システム部行政経営室長
総務局行政システム部主幹（外郭団体指導調整・行政評価等）
総務局企画部企画課長
財政局財政部財政課長
財政局財政部主幹（財政健全化等）
市民経済局企画経理課長
環境局総務課長
健康福祉局総務課長
子ども青少年局総務課長
住宅都市局企画経理課長
緑政土木局企画経理課長
消防局総務部総務課長
教育委員会事務局総務部企画経理課長

○評価基準（類型２・３）

１ 有効性

- (１) 「１～４」のうち、２項目以上に該当する事業 → **評点２以下**
 (２) (１)以外の場合は、下記項目の適合状況により有効性を判断



1	施策の目的を実現するために、事業内容が必ずしも適切とはいえない。
2	施策への貢献度が著しく高いとはいえない。
3	施策の中で類似・重複した事務事業が存在する。
4	事業を継続しても成果の向上が期待できない。

２ 効率性

【第１段階】(実施主体の妥当性のチェック)

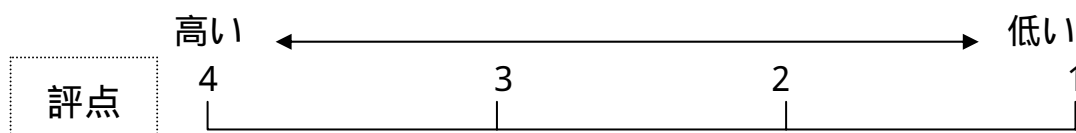
- (１) 「１～４」のうち、すべてに該当する事業 → **評点２以下**
 (２) (１)以外の場合 → **第２段階へ**

1	他の実施主体を活用しても市民サービスが低下しない。
2	他の実施主体を活用するとコストの低減が期待できる。
3	他の実施主体が持つノウハウ等を活用できる。
4	他の実施主体を活用しても公平性・公正性、守秘義務が担保され、行政責任が損なわれない。

「実施主体」は、市直営、外郭団体、民間企業、市民活動団体など。

【第２段階】(経済性・手法の妥当性のチェック)

- (１) 「１～４」のうち、２項目に該当する事業 → **評点２以下**
 (２) (１)以外の場合は、第１段階及び第２段階の各項目の適合状況により効率性を判断



1	単位当たり費用（投入金額／事業実績）が前年度と比較して悪化している。 投入金額（事業費決算見込額＋（担当職員数×平均人件費@9,050千円）） 事業実績は、事業の活動内容をよく表す主要な実績（＝活動量、アウトプット）を記入。（例．説明会実施回数、用地交渉回数（又は用地取得面積）など） 類型２「施設の建設」は、適切な事業実績がある場合は記入してください。
2	従事人員の見直しによりコストを下げる余地がある。
3	事務の電子化など事務改善によりコストを下げる余地がある。
4	契約方法の変更などによりコストを下げる余地がある。

3 達成度

年度計画に対する進捗率

- (1) 100%以上 → 評点 4
- (2) 80%以上 100%未満 → 評点 3
- (3) 50%以上 80%未満 → 評点 2
- (4) 50%未満 → 評点 1

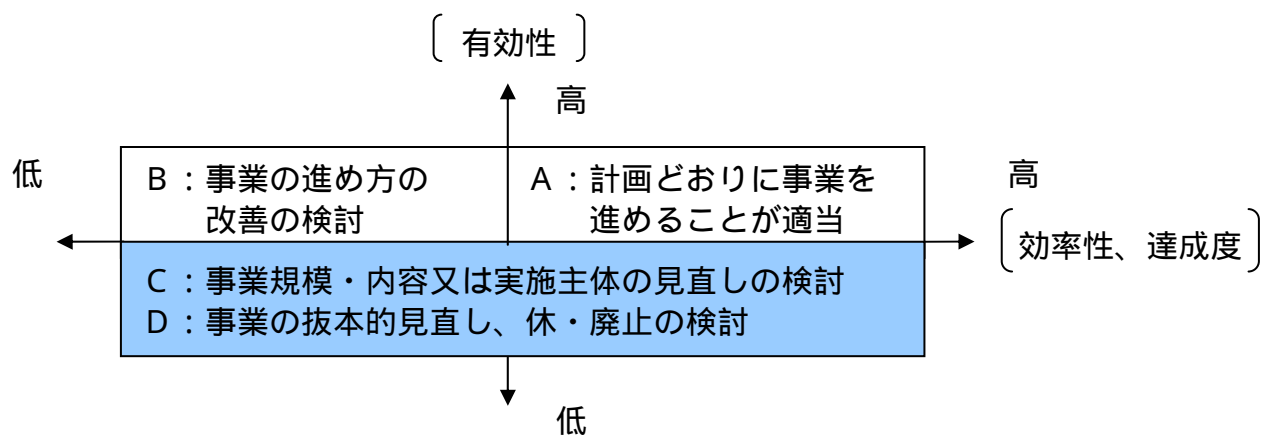
1 平成 18 年度計画の達成度

4 総合評価

1～4に基づき、総合評価（A～D）を付す。ただし、平成 18 年度中に既に見直した内容（平成 19 年度当初予算対応含む）がある場合は、総合評価に反映。

評 価	内 容
A	計画どおり事業を進めることが適当
B	事業の進め方の検討
C	事業規模・内容又は実施主体の見直しの検討
D	事業の抜本的見直し、休・廃止の検討

【評価の目安】



「有効性」が評点 3 の場合

→ 総合評価 B

「有効性」は高い（評点 4）ものの、「効率性」、「達成度」が低い（評点 2 以下）場合

→ 総合評価 B 以下

「有効性」、「効率性—第 1 段階」のいずれかが評点 2 の場合

→ 総合評価 C

「有効性」、「効率性—第 1 段階」のいずれかが評点 1 の場合

→ 総合評価 D

○ 評価基準（類型 5）

1 公共性

【第 1 段階】（公的関与の範囲のチェック）

- （１） 「１」に該当する施設 → **評点 4**
（２） 「２～ 9」に該当する施設 → 第 2 段階へ
（３） 「１０」に該当する施設 → **評点 1**

区 分		施設の性質
法定施設	1	法律で設置が義務づけられている施設
必需性の 大きい施設 (=社会生活 に無くては ならない施 設)	2	市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした施設
	3	市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために、必要な規制、監視指導、情報提供、相談などを目的とした施設
	4	個人の力だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網（セーフティ・ネット）を整備する施設
公益性の 大きい施設 (=多数の市 民に受益が 及ぶ施設)	5	市民福祉の増進を目的とし、対象者を特定することなく、全ての市民が利用することのできる ¹ 施設
	6	市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、あるいは国内外へ情報発信することを目的とした施設
	7	特定の市民や団体を対象としたサービスであって、サービスの提供を通じて、対象者以外の第三者 ² にも受益がおよぶ施設
「5-7」のう ち、民間を 補完する 施設	8	市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する施設
	9	民間のサービスだけでは市域全体にとって望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する施設
上記以外の 施設	10	1～9のいずれにも該当しない施設（公的関与が認められない施設）

（「公的関与のあり方に関する点検指針」を元に作成）

- 「対象者を特定することなく、全ての市民が利用することのできる」とは、実態として不特定多数の市民に利用されていること、かつ、利用者の負担能力等に関わらず利用できることを意味する。
- 「第三者」とは、当該サービスにより受益がおよぶ家族などを含む。

【第2段階】(関与の妥当性のチェック)

- (1) 「1～5」のいずれにも該当しない施設 → 第3段階へ
 (2) " のいずれかに該当する施設 → 評点1

1	施設設置時と比較して社会経済情勢が変化、あるいは目的が既に達成されたなど、設置意義が失われた施設
2	不特定多数の市民を対象としているが、実際の利用が特定の利用者に限られている施設
3	市民ニーズが明らかに低下している施設
4	施策における施設の位置づけ(役割)が明確ではない施設
5	施策への貢献度が低い施設

参考指標

指標	計算式
対象者割合 (対市民全体、%)	$\frac{\text{対象者数(人)}}{\text{本市人口(人)}}$
利用者割合 (対市民全体、%)	$\frac{\text{年間延べ利用者(人)}}{\text{本市人口(人)}}$
	$\frac{\text{年間実利用者数(人)}}{\text{本市人口(人)}}$
	$\frac{\text{年間実利用者数(人)のうち、本来目的利用者数(人)}}{\text{本市人口(人)}}$
利用実績変動率 (%)	$\frac{\text{当該年度延べ利用者数(人)} - \text{当初延べ利用者数(人)}}{\text{当初延べ利用者数(人)}}$
	$\frac{\text{当該年度実利用者数(人)} - \text{当初実利用者数(人)}}{\text{当初実利用者数(人)}}$
	$\frac{\text{当該年度利用率(人)} - \text{当初利用率(人)}}{\text{当初利用率(人)}}$

【第3段階】(必需性・公益性のチェック)

必需性

- (1) 「 1 ～ 3 」 のいずれかに該当する施設 → 必需性 (大)
 (2) " いずれにも該当しない施設 → 必需性 (小)

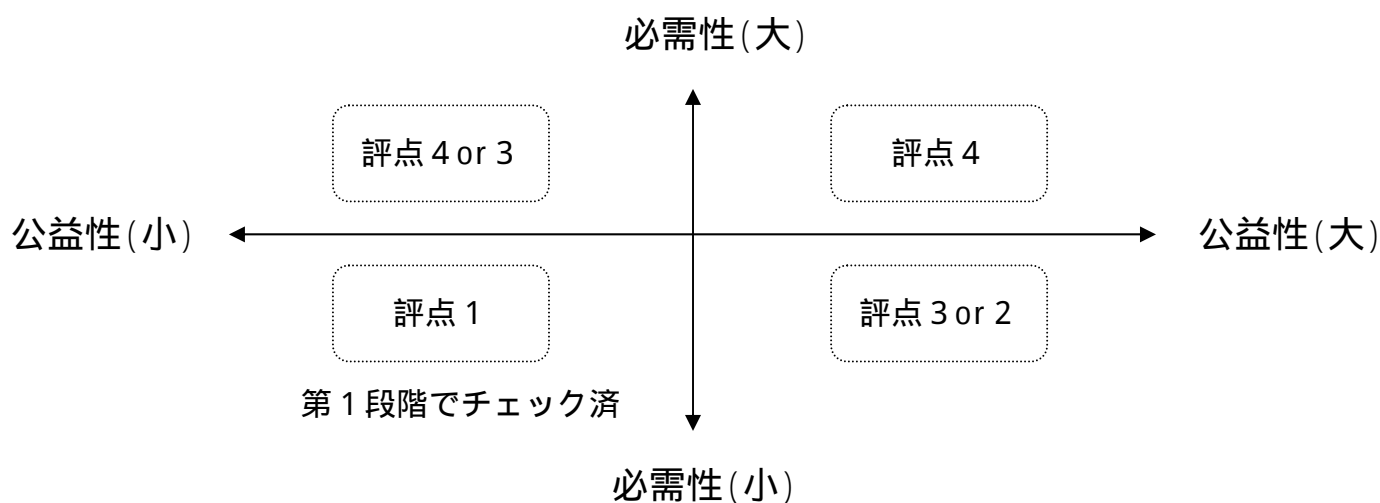
1	市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保のための施設
2	市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視指導、情報提供、相談などのための施設
3	個人の力だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網 (セーフティ・ネット) となる施設

公益性

- (1) 「 1 ～ 3 」 のいずれかに該当する施設 → 公益性 (大)
 (2) " のいずれにも該当しない施設 → 公益性 (小)

1	市民福祉の増進を目的とし、対象者を特定することなく、全ての市民が利用することのできる施設
2	市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、あるいは国内外へ情報発信するための施設
3	特定の市民、団体へのサービスの提供を通じて、第3者にも受益がおよぶ施設

【評点方法】



2 有効性

互換性（当該施設を利用するほかに、目的とするサービスを受ける方法がないか？）

【点検方法】

機能別チェック

全体チェック



- (1) 「1～4」のいずれにも該当しない施設 → 互換性（小）
(2) 「1～3」のいずれかに該当する施設 → 互換性（大）
(3) 「4」に該当する施設 → **評点1**

1	市の施設において、同種の施設が存在する。（複数館施設）
2	市の施設において、設置目的に関わらず、サービスが類似する施設が存在する。
3	民間又は国・県において、設置目的に関わらず、サービスが類似する施設が存在する。
4	当該施設によるサービスの他に、より効率的・効果的な代替手法が存在する。

利用度（施設は十分に利用されているか？）

【点検方法】

機能別チェック

共通指標（利用形態に応じた施設間共通の指標）

別表1「利用形態別区分及び共通指標」

別表2「共通指標評価基準」

個別指標（施設の性質に応じて個別に設定する指標）

施設ごとに評価基準を設定

同一施設内で、部屋の機能がほぼ同一の場合は分割しない。（例．大小会議室や和室）
同一施設内で、部屋の機能が異なることが明確な場合は、部屋別に点検を行う。
（例．文化小劇場内のホールと練習室）
施設の機能が複数区分にまたがる場合は、機能別に点検を行う。
（例．生涯学習センターの講座企画運営機能と貸館機能）
対外的な利用が想定されていない施設（研究試験機関など）は、個別指標により点検を行う。

全体チェック



- (1) 一定基準以上 → 利用度（大）
(2) 一定基準未滿 → 利用度（小）

別表 1 利用形態別区分及び共通指標

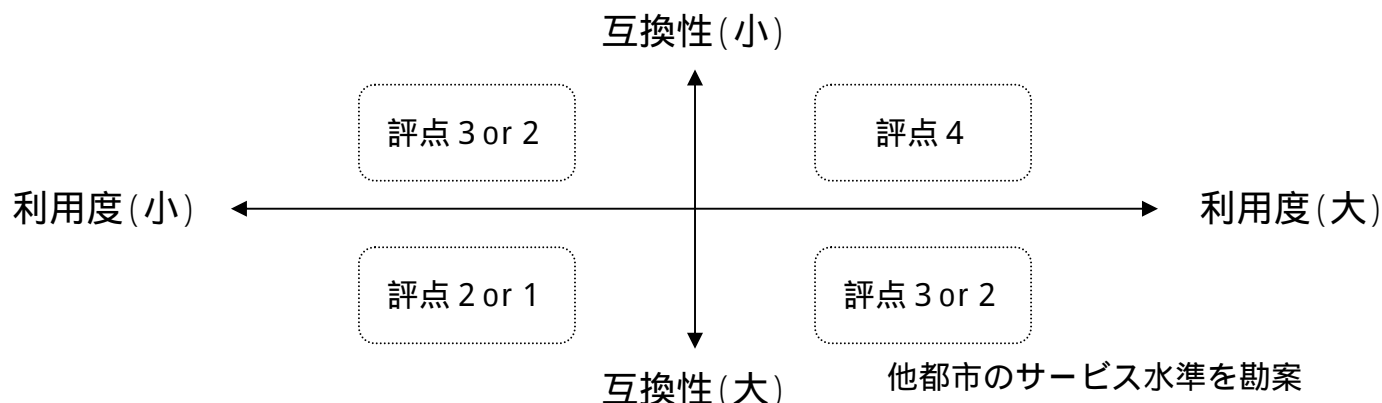
区分	指標	計算式
1 貸室施設		
(1)一般施設	稼働率（％）	$\frac{\text{年間総利用件数（件）}}{\text{年間利用可能件数（件）}}$ （年間開館日 × 1 日あたり利用可能単位数 × 室数） * 自主事業による利用実績を含む。 * 本来目的利用に限る。
	床面あたり稼働率（％） 部分使用が可能な部屋のみ	$\frac{\text{年間総利用床面数（面）}}{\text{年間利用可能床面数（面）}}$
	利用者区内在住率（％） 1 区 1 館施設のみ	$\frac{\text{年間延べ利用者のうち区内在住者（人）}}{\text{年間延べ利用者数（人）}}$
(2)独立採算施設	稼働率（％）	$\frac{\text{年間総利用件数（件）}}{\text{年間総利用可能件数（件）}}$ （年間開館日 × 1 日あたり利用可能単位数 × 室数）
2 一般開放施設		
	利用者増減率（対 比、％）	$\frac{\text{延べ利用者数(人)} - \text{延べ利用者数(人)}}{\text{延べ利用者数(人)}}$
	利用者区内在住率（％） 1 区 1 館施設のみ	$\frac{\text{年間延べ利用者のうち区内在住者（人）}}{\text{年間延べ利用者数（人）}}$
3 観光・集客施設		
	利用者増減率（対 比、％）	$\frac{\text{延べ利用者数(人)} - \text{延べ利用者数(人)}}{\text{延べ利用者数(人)}}$
4 定員設定施設		
	定員充足率（％）	$\frac{\text{実人員（人）}}{\text{定員（人）}}$
	利用者区内在住率（％） 1 区 1 館施設のみ	$\frac{\text{年間延べ利用者のうち区内在住者（人）}}{\text{年間延べ利用者数（人）}}$

別表2 共通指標評価基準 (利用度小となる施設)

施設の機能別区分		法定施設	必要性の大きい施設			公益性の大きい施設		民間を補完する施設		
		法律で設置が義務づけられている施設	市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした施設	市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために、必要な規制、監視指導、情報提供、相談などを目的とした施設	個人の力だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティ・ネット)を整備する施設	市民福祉の増進を目的とし、対象者を特定することなく、全ての市民が利用することのできる施設	市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、あるいは国内外へ情報発信することを目的とした施設	特定の市民や団体を対象としたサービスで、サービスの提供を通じて、対象者以外の第三者にも受益がおよぶ施設	市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する施設	民間のサービスだけでは市域全体にとって望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する施設
貸室施設	一般施設	稼働率 50% 未満							稼働率 80% 未満	
	独立採算施設	収支に見合った稼働率未満								
一般開放施設		利用者が 5 年間で 20% 超減少							利用者が 5 年間で 10% 超減少	
集客施設・観光施設					利用者が 5 年間で 20% 超減少					
定員設定施設		当該年度充足率 80% 未満								

複数館施設は、全施設平均(稼働率、利用者増減率、定員充足率、区内在住率)もチェック

【評点方法】



3 代替性・効率性

【第1段階】(代替性 - 管理運営主体の妥当性のチェック)

- (1) 適切な管理運営主体により管理運営されている施設 → 第2段階へ
- (2) " いない施設 → 評点 2 or 1
- (「3」に該当する場合は、評点 1)

区分

1	市が直接管理運営することにより、効果的・効率的に運営することができる施設
2	当該施設の管理運営に係る全ての業務を一括して民間に任せることで、歳出抑制が期待でき、あるいはサービスや集客力の向上が期待できる施設で、参入が望める事業者がある施設
3	料金、サービスともに当該施設と類似の民間施設がある場合において、民間に任せることで、施設設置の目的やサービスの質を損なうことなく歳出抑制が期待でき、参入が望める事業者がある施設

【第2段階】(効率性 - 経済性・手法の妥当性のチェック)

- (1) 「1～9」のいずれにも該当しない施設 → 評点 4
- (2) " のいずれかに該当する施設 → 評点 3
- (3) " のうち、過半数(4項目以上。複数館施設は5項目以上)の項目に該当する施設 → 評点 2

1	利用者 1 人あたり運営費が前年度と比較して増加している。
2	市民 1 人あたり運営費が前年度と比較して増加している。
3	利用可能日数あたり運営費が前年度と比較して増加している。
4	収支比率が前年度と比較して低下している。
5	（複数館施設について、）他の施設と比較して利用者 1 人あたり運営費が著しく高い。
6	（複数館施設について、）各施設の利用状況等に応じた予算配分・執行が行われていない。
7	事務の電子化など事務改善によりコストを下げる余地がある。
8	契約方法の変更などによりコストを下げる余地がある。
9	従事人員の見直しによりコストを下げる余地がある。

4 達成度

- (1) 100%以上 → 評点 4
 (2) 80%以上 100%未満 → 評点 3
 (3) 50%以上 80%未満 → 評点 2
 (4) 50%未満 → 評点 1

1	平成 18 年度目標の達成度
---	----------------

5 総合評価

1～4に基づき、総合評価（A～D）を付す。ただし、平成18年度中に既に見直した内容(平成19年度当初予算対応含む)がある場合は、総合評価に反映。

評 価	内 容
A	現状どおり管理・運営を進めることが適当
B	運営改善の検討
C	施設のあり方の見直しの検討
D	統廃合、民営化の検討

評価の目安

「公共性」、「有効性」のいずれかが**評点3**の場合

→ **総合評価 B**

「公共性」、「有効性」は高い（評点4）ものの、「代替性・効率性—第2段階」、「達成度」のいずれかが低い（**評点2以下**）の場合

→ **総合評価 B以下**

「公共性」、「有効性」、「代替性・効率性—第1段階」のいずれかが**評点2**の場合

→ **総合評価 C**

「公共性」、「有効性」、「代替性・効率性—第1段階」のいずれかが**評点1**の場合

→ **総合評価 D**

事務事業評価票

施設の建設

事業名				所管局	
建設内容		建設用地（場所、面積など）、建築面積、延床面積、規模・構造、主な機能、その他特記事項を記入しています。			
建設目的		「誰を対象に、何のために建設するのか」について、記入しています。	これまでの経過		
			実施内容		
			実施予定		
			完成予定年度	平成	年度
進捗状況		<平成18年度計画に対する進捗状況、又は全体計画に対する進捗状況>			
総事業費		約	千円	決算見込額	千円
運営主体（予定）		<開設後の運営主体>		運営費（予定）	約 <開設後の年間運営費> 千円 / 年
市評価	総合評価				
	有効性	「有効性」「効率性」「達成度」の評価項目（1～4点）に基づき、AからDまでの総合評価を付し、コメントを記入しています。			
	効率性				
	達成度				
外部評価	総合評価	AからDまでの総合評価を付し、コメントを記入しています。			

事務事業評価票

整備事業

事業名				所管局		
整備内容		整備場所（整備区間）、整備面積、具体的な整備内容、整備手法、整備工法、その他特記事項を記入しています。				
整備目的		「誰を対象に、何のために整備するのか」について、記入しています。	これまでの整備状況			
			整備内容			
			整備予定			
整備期間		平成	年度	～	平成	年度
進捗状況		<平成18年度計画に対する進捗状況、又は全体計画に対する進捗状況>				
総事業費		約	千円	決算見込額	千円	
市評価	総合評価					
	有効性	「有効性」「効率性」「達成度」の評価項目（1～4点）に基づき、AからDまでの総合評価を付し、コメントを記入しています。				
	効率性					
	達成度					
外部評価	総合評価	AからDまでの総合評価を付し、コメントを記入しています。				

事務事業評価票

施設の管理・運営（ ）

< 単 独 >

施 設 名		「公の施設」又は「その他施設」のいずれかを記入しています。	
施設情報	配 置 基 準	< 現在の所在地に配置された考え方 >	
	設 備 ・ 規 模	施設の延床面積、設備・規模など	
	事 業 内 容	施設において、平成18年度に実施した主要な事業 市域内に1つしかない施設、あるいは、同一種類で市域に20を超えて設置されている施設は、この評価票により、評価が行われています。	
公共性	設 置 目 的	「何のためにこの施設を設置したのか」について、記入しています。	
	対 象		
有効性	類 似 施 設 の 設 置 状 況	市域内の類似施設（本市、国・県、民間）の設置状況（施設数）を記入しています。	
	利 用 状 況	施設の利用状況（現状、これまでの推移など）を記入しています。	
代替性・効率性	管理運営主体	()	
	管理運営主体の考え方	どのような管理運営主体が望ましいか、所管局の考え方を記入しています。	
	決算見込額	千円	
	収 支 状 況	平成18年度決算の収支率、過去5年間の収支率の推移を記入しています。	
	単 位 あ た り 費 用 の 状 況	利用者1人あたり運営費、市民1人あたり運営費の前年度比較を記入しています。	
達 成 度 (目標の達成状況)		平成18年度計画に対する進捗状況、又は全体計画に対する進捗状況を記入しています。	
これまでの改革改善の取り組み		これまで所管局で進めてきた運営改善の取り組みとその効果を記入しています。	
今 後 の 課 題 ・ 方 向 性		施設を存続するにあたっての課題（社会経済情勢の変化、施設の老朽化等への対応など）、今後も施設を存続する必要性、将来的な管理運営主体の考え方、運営改善の方策について所管局の考え方を記入しています。	
市評価	総 合 評 価		
	公 共 性		「公共性」「有効性」「代替性・効率性」「達成度」の評価項目（1～4点）に基づき、AからDまでの総合評価を付し、コメントを記入しています。
	有 効 性		
	代替性・効率性		
	達 成 度		
外部評価	総 合 評 価	AからDまでの総合評価を付し、コメントを記入しています。	

事務事業評価票

施設の管理・運営 ()

< 複数館施設 >

施設名		「公の施設」又は「その他施設」のいずれかを記入しています。
施設情報	配置基準	< 現在の所在地に配置された考え方 >
	設備・規模	施設の延床面積、設備・規模など
	事業内容	施設において、平成18年度に実施した主要な事業
公共性	設置目的	「何のためにこの施設を設置したのか」について、記入しています。
	対象	
有効性	類似施設の設置状況	市域内の類似施設（本市、国・県、民間）の設置状況（施設数）を記入しています。
	利用状況	施設の利用状況（現状、これまでの推移など）を記入しています。
代替性・効率性	管理運営主体	()
	管理運営主体の考え方	どのような管理運営主体が望ましいか、所管局の考え方を記入しています。
	決算見込額	千円
	収支状況	平成18年度決算の収支率、過去5年間の収支率の推移を記入しています。
	単位あたり費用の状況	利用者1人あたり運営費、市民1人あたり運営費の前年度比較を記入しています。
達成度 (目標の達成状況)		平成18年度計画に対する進捗状況、又は全体計画に対する進捗状況を記入しています。
これまでの改革改善の取り組み		これまで所管局で進めてきた運営改善の取り組みとその効果を記入しています。
今後の課題・方向性		施設を存続するにあたっての課題（社会経済情勢の変化、施設の老朽化等への対応など）、今後も施設を存続する必要性、将来的な管理運営主体の考え方、運営改善の方策について所管局の考え方を記入しています。
市評価の考え方		施設全体に関する総括的なコメントや個別施設ごとの評価に関するコメントを記入しています。 個別施設の評価は、「複数館施設 評価一覧表」に記載
外部評価の考え方		施設全体に関する総括的なコメントや個別施設ごとの評価に関するコメントを記入しています。 個別施設の評価は、「複数館施設 評価一覧表」に記載

複数館施設 評価一覧表

施設名: _____

個別施設名称																				
事業 No																				
市評価	総合評価																			
	公共性																			
	有効性																			
	代替性・効率性																			
	達成度																			
外部評価 / 総合評価																				

「公共性」「有効性」「代替性・効率性」「達成度」の評価項目（1～4点）に基づき、AからDまでの総合評価を記入しています。

AからDまでの総合評価を記入しています。

○ 名古屋市行政評価委員会 設置要綱

第 1 設置

名古屋市が実施する行政評価の客観性及び透明性を高めるため、学識経験者等からなる行政評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第 2 所掌事務

委員会は、名古屋市が実施した事務事業について、外部の視点から評価を行うとともに、名古屋市の行政評価制度について、意見を述べる。

第 3 構成

- 1 委員会は、委員 10 名以内で組織する。
- 2 委員は、市長が委嘱し、その事務を委託する。
- 3 委員の委嘱期間は、委嘱した日の属する年度の末日までとする。
- 4 委員は、委員の事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。委嘱期間経過後も同様とする。

第 4 委員長及び副委員長

- 1 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選により、副委員長は、委員のうちから委員長が指名して定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

第 5 召集

委員会は、委員長が招集する。

第 6 会議

- 1 委員会の会議は、委員長が議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

第7 専門部会

委員会には、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

第8 関係職員の出席

委員長は、必要があるときは、委員会に関係職員の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

第9 庶務

委員会の庶務は、総務局行政システム部行政経営室において処理する。

第10 謝金

委員には、委員会の会議及び関係職員による説明の場への出席に係る謝金を支給する。謝金額は、日額12,300円とする。

第11 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成14年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年 5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年 6月8日から施行する。